

| 書類 | 確認 | 備考 |
|--|--|---|
| 被相続人居住用家屋等確認申請書 | <input type="checkbox"/> | 空家の相続人が複数いる場合は、相続人ごとに申請書一式を提出してください。 |
| 委任状 | <input type="checkbox"/> | ・代理人(本人以外)が申請する場合に必要です。様式は問いません。 |
| ① 被相続人の除票住民票の写し ※コピーは原則不可。 ※戸籍ではなく除票住民票。 | <input type="checkbox"/> | ・有効期限はありませんが、相続発生日以降に取得してあれば結構です。 ・住民登録されていた世帯員全員が記載された除票住民票の写しをお願いします。 |
| ② 相続人の住民票の写し ※コピーは原則不可。 | <input type="checkbox"/> | ・家屋の取壊し日以降に取得してください。 ・空家の相続人が複数いる場合、全員の住民票の写しが必要です。 ・個人番号(マイナンバー)は省略もしくは黒塗りしてください。 ・被相続人の死亡後、もしくは老人ホーム入所後から2回以上転居している方は、戸籍の附票の提出が必要です。 |
| ③ 敷地等の売買契約書 | <input type="checkbox"/> | ・譲渡日に変更があった場合、変更後の譲渡日が分かる覚書等も必要です。 |
| ④ 家屋及びその敷地の登記事項証明書←法務局で取得できます ※コピーは原則不可。 | <input type="checkbox"/> | ・登記事項証明書の提出が難しい場合や、換価分割の場合は遺産分割協議書をご提出ください。 |
| ⑤ 以下のもの全て 耐震基準適合証明書又は 建設住宅性能評価書のコピー 耐震改修工事の完了日が確認できる書類 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | ・申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった日(耐震改修工事の完了日)が確認できる書類として、工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等の提出が必要です。 |
| ⑥ 以下のいずれか一つ 電気、又はガス等の使用中止日が確認できる書類 | <input type="checkbox"/> | ・当該家屋(空家)の所在地と、使用中止日の記載があるものを提出してください |

| | | | |
|--|----------------------|--------------------------|--|
| | | | さい。 ・相続から譲渡までに、使用中止されている必要があります。 例) 使用中止時の検針票や領収書で、使用中止日が分かるもの |
| | 宅建業者が「現況空き家」と 表示した広告 | <input type="checkbox"/> | ・宅地建物取引業者による広告が行われているものに限ります。例) 宅建業者の広告チラシやホームページを印刷したもの。 |

※①②④の書類:空家の相続人が複数いる場合かつ、相続人の1人から写しが提出されている場合のみ、他の申請者は コピーでの提出が可能です(同時に申請する場合に限ります)。
※被相続人が老人ホーム等に入所していた等の場合は、以下の書類も追加で提出してください。

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、譲渡日が平成 31 年4月1日以降であることが要件です。

| 書類 | 確認 | 備考 |
|--|--------------------------|--|
| (7) 以下の三つ全て | | |
| 要介護・要支援認定等を受け ていたことを証する書類 | <input type="checkbox"/> | ・介護保険法の被保険者証、障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書などを提出してください。 |
| 老人ホーム等の名称・所在地・ 施設の種類・入所日が確認で きる書類(入所時の契約書等) | <input type="checkbox"/> | ・老人福祉法に規定する認知症対応型 共同生活援助事業が行われる住居、 養護老人ホーム、特別養護老人ホー ム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅などに入 所されていることを確認します。 |
| 電気、ガス等の契約名義(支払 人)及び使用中止日が確認で きる書類 又は 老人ホーム等 が保有する対象 家屋への外 出、外泊等の記録 | <input type="checkbox"/> | ・電気、ガス等の契約名義(支払人)及 び使用中止日が確認できる書類とは、 支払い証明書、料金請求書、領収書、 お客様情報の開示請求に対する回答 書、通帳の写し、クレジットカードの利 用明細(最終の料金引き落とし日が分 かるもの)などです。なお、相続まで使 用中止していないこと、契約 名義人は 被相続人であることが必要です。 |

1 - 3 耐震改修